

平成27年度第4回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

- 開催日時** 平成27年12月13日(日) 16:00~17:00
- 開催場所** 青森市福祉増進センター 2階 作業室兼研修室
- 出席委員** 前田保会長、石田賢哉委員、木村由紀子委員、桐原郁子委員、今栄利子委員、砂田悦子委員、谷川幸子委員、西村綾子委員、町田徳子委員 <計9名>
- 欠席委員** 蛭名篤委員、佐々木秀勝委員、高橋紀男委員、畑井英成委員、船木昭夫委員 <計5名>
- 事務局** 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部理事 能代谷潤治、障がい者支援課長 長内哲史、同課副参事 吉田光秀、浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、障がい者支援課主幹 白戸高史、同課主幹 奥崎隆浩、同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、同課主査 澤田正志 <計10名>

- 会議次第**
- 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 案件
 - 4 その他
 - 5 閉会

議事要旨

案件 (仮称) 青森市障がい者計画素案(案) について

事務局から、資料1「骨子(案)に対する委員からの意見及び反映状況」、資料2「(仮称)青森市障がい者計画素案(案)の概要」について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料の2、第2章の障がい者数の推移について、重症心身障がい児は、愛護Aと身体の1級の方が中心となると思うが、その中から重症心身障がい児の人数を拾えないか。

○事務局

重症心身障がい児・者の推移について、ここに追加する。

○委員

会議後の意見は、いつ頃までに出せばいいか。また、次の会議の予定について教えていただきたい。

○事務局

意見については、時間のない中で申し訳ないが、16日までにいただきたい。

本日、計画素案について、委員の皆様から意見をいただき修正する。修正した素案を委員の皆様へ配布し、その後、庁議での審議、議会への報告を行い、パブリックコメントとして市民の皆様からご意見をいただき、計画案としてまとめる。計画案について、2月に予定している次回会議で審議していただきたい。

○委員

41頁の「生活支援の充実」について、精神障がいのあるかたの精神科病院から地域への移行を促進するため、精神病院や相談支援事業所など関係機関と連携を強化し、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活の支援に努めますとある。前回、相談支援事業所から門前払いされ、相談までに至らなかったかたが沢山いることを話したが、このことについて、市では、このような事業所に対して、どのように指導していくのか伺いたい。国も、地域移行支援に凄く力を入れているが、中々進まないのが現状だと思う。1件でも、2件でも、各事業所で取り組んでいただきたいと思っているので、市では、そういう方向で指導をしていただけるのか。

42頁の「人材の育成と確保」について、前回、相談支援事業所が足りないのではないかと、だからできないのではないかと質問したが、これに対して、相談支援専門員の確保とある。この中で、質の向上のほかに量的拡大を図るため確保に努めますとあるが、その確保は、どういう意味か。相談支援専門員の人員不足に対し、ある人数まで確保する目標が決まっているのか。または、今後状況に合わせて増員していくということか。市では、どのように考えているのか説明していただきたい。

47頁の「雇用・就業の促進」の「雇用の拡大と就労支援」について、障がいのあるかたのニーズや特性に応じ、就労に必要な知識や能力向上のための訓練とあるが、ニーズと特性は別だと思うので、「ニーズを把握し特性に応じた」に変えていただきたい。

○事務局

41頁の「生活支援の充実」について、病院に長く入院している社会的入院は人権侵害につながるものと考えている。これまでも相談支援事業所、精神科を持っている病院の人たちと定期的に話し合いの場を持って地域移行支援に取り組んできたが、浪岡病院では、精神科病棟に20年以上入院しているかたが多数いる状況でもあり、委員の意見を踏まえ、今後も力を入れて取り組みたい。

42頁の相談支援事業所について、事業所によって温度差があると受け止めている。相談支援専門員の人数や質は、等しくないと思っている。障がい者が、一番最初に出会う人たちなので、重要だと思っている。市が主体的に質を高めるため、研修等に取り組まなければならないと考えている。

また、平成24年度から平成26年度までの3年間で全員のサービス等利用計画を作らなければならないため、相談支援専門員が計画の作成に追われていたが、計画作成を終えたことから、今後は、モニタリングを行う状況となる。新規の事業所は、毎年増えてはいるが、利用者数を平準化していくことが必要になってくると考える。現状、利用者が多い事業所もあれば、もっと利用者が必要な事業所もあり、支援員が足りない事業所もあれば、足りている事業所もある。平準化が進んだ後で、支援員が足りなければ、支援員を増やす取組が必要となる。

47頁の「雇用の拡大と就労支援」については、委員の指摘のとおり、文言を修正する。

○委員

相談専門員の質について、書き物が駄目なのか、レベルが低いのか、クライアントの話

をしっかりと聞けていないのか等、質とは、何を持って確保されるのか、検証作業が必要と思うかどうか。

○事務局

価値観を同じくするために月 1 回相談支援事業所が集まって研修会をしている。その中で受ける印象が、委員と同様である。

当事者に一番影響を与えるところであり、できるだけ平準化するように質を確保しなければならない。青森市全体の福祉の質を上げていくということは、事業所に任せるのではなく、市が、どのような福祉感をもっているか伝えていかないといけない。行政が責任を持って、市内で行われている事業所の質を高めていく。

○委員

専門性より、顧客満足、利用者が不快な思いをしないという意味で、共通にしようということか。

○事務局

専門性である。顧客満足度ではなく、障がいの特性を理解し、相手が求めているものが何なのかをしっかりと受け止めた上での判断ということで、専門性だと思っている。

○委員

子どもが精神障がいなので、色々とサービスを利用してきた。専門性が高いというか、知識や色んなネットワークを持っているかたど、そうでないかたの相談は全然違っている。障がい者が、俺でも知っているのに知らないのかとなると、相手を馬鹿にしまい、その人の相談は聞かない。知的障がい者でも、人を見る目があるというか、できるかできないかを凄く鋭く見ている。そういう意味では、専門性は高めてほしいと思う。

○委員

聴覚障がい者の場合には、例えば、市役所に設置されている通話通訳者がいるが、手話通訳者は手話通訳者であって相談員ではない。相談業務のできる相談員を設置してほしい。聴覚障がいに関する専門的な知識を持った当事者、相談員として兼任するのではなく、手話通訳者と相談員を区別した形で設置してほしい。

○事務局

当事者の相談員のかたがいる。過去には、当事者が相談に応じるということを長くやっていた。当事者が当事者に気軽に相談する機会をもう一度作りたいたいと思っている。その中で、交流もしながら相談もしながら、また、その中で研修を実施することで、障がいのあるかたの居場所にもなるようなことに取り組みたいと考えている。資料 2 の第 3 章にある「障がい者活動交流ルームの開設」であるが、そこで交流したり、お互いに情報を得たり、この場をうまく活用し、相談員や当事者の力を借りて取り組みたいと考えている。

地域福祉サポーターの方にも参画してもらおうことを考えている。ふれ合う場を作りながら活動の場になっていったらいい。色んな相談を受けてきて経験のある人たちが、受け止めてくれる。そういう仕組みを作るべきではないかと思っている。

○会長

市役所の中に障害者自立支援協議会があるが常設ではないのか。

市の事業として総合福祉センターを使うのであれば、そこに行けば、誰かがいるとなるといい。我々は相談員になっているが、会に入っている人しか知らない。今は、個人情報の問題もあり、どこに障がい者がいるのか分からないので、全国的に相談員が悩んでいる。そういう面では、市で考えたいということであればやってもらえばいいと思う。

○委員

市のどこかではなく、例えば市民センターのように各地に小さくあったらいい。ひきこもりの子が、総合福祉センターまで行くのも大変だと思う。

○事務局

日常生活圏域にあることが、一番望ましい姿だと思うが、まずは、総合福祉センターを活用し、取組を始めてみるのが、必要だと考えている。

○会長

地域包括支援センターでは、高齢者も障がい者も相談できるようになっているのはいか。

○事務局

基本的には地域包括支援センターは、65歳以上の高齢者が対象である。

○委員

地域福祉サポーターとは、どのようなものか。

○事務局

市では、地域福祉計画を策定中である。その中で、地域福祉の担い手が不足してきている。人口減少、少子高齢化で隣の人がどういう人かも分からない中で、隣家のごみ投げは手助けできるといった、小さなことでも自分のことでサポーターとして登録してもらい、地域福祉の担い手となってもらうことを考えている。

○会長

42頁の相談支援専門員の確保、これは資格が必要なのか。

○事務局

実務経験の年数を満たして、県の研修を受けたかたが、相談支援専門員になれるという制度である。

○委員

資料2の第1章「障害者差別解消法の対応」について、障害者差別支援地域協議会の設置等と書かれているが、これはどのようなシステムの協議会なのか、また、常設されるのか。

○事務局

障害者差別支援地域協議会は、障害者差別解消法に地方公共団体が設置できると規定されており紛争を解決する関係機関につなげるなど、情報交換や相談事例を踏まえて今後どのような取組をするのかを議論する場である。新たに協議会を設置するだけでなく、今

あるものを活用しながら、必要であれば設置し、必要の都度開催するもので、市で事務局を担うものである。

○会長

対応要領についてはどうか。

○事務局

市の職員の対応についての要領を市の内部で作ることになる。

○会長

法律ができたときに、国でも、差別というのはこのようなものだという実例を出すということであったが、まだ出ていないのか。

○事務局

不当な差別的取扱いの具体例や合理的な配慮の事例を、それぞれの省庁が、案の段階であるが、パブリックコメントを実施し策定を進めている状況である。

○委員

窓口が市役所ということか。何かあった時に市役所に行けばいいということか。

○事務局

相談の窓口体制は、市が責任を持って作る。どこに窓口を置くのかは、これから決める。

○委員

資料2の第4章「ヘルプカードの作成と周知」について、ヘルプカードを周知するために機関を設置して障がいのあるかたに情報提供していくものなのか。周知方法など、ヘルプカードのイメージを確認したい。

○事務局

ヘルプカードは、外見だけでは障がいのあることが分からない内部障がいや知的障がいの方が、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに、手助けしてほしいでもなかなか声をかけられない。そういった場合に、例えば、連絡先やかかりつけの病院などの情報をカードに書いておいて、そのカードを提示すれば手助けをしてもらえるというものになります。そもそもヘルプカードがどういうものか、まだ浸透していないので周知も当然必要になるし、ヘルプカードを持ち歩く障がいのあるかたに対しても使い方の周知が必要になってくると考えている。

○委員

ヘルプカードに近いものはないのか。各団体で作っているようなものとか。

○事務局

聴覚障がいのかたであれば、電話をかけてほしいときに使うNTTで出している「お願いカード」がある。

○委員

それは、普及しているのか。

○事務局

N T Tではかなり以前からやっている。それ以外に、内部障がいや知的障がいのかたなど、統一的に障がいのあるかたが誰でも持ち歩けるものがあったらいいのではないかと考えている。

○委員

それを市で作ることになるのか。

○事務局

これまでも、自閉症のかた、聴覚障がい者のかたや内部障がいのかたなどから、こんなことで困っている、誤解されることがある、また助けてほしいことがあってもうまくそれが伝えられないなど、市に多くの声が寄せられている。

一番のきっかけは、やはり震災が契機で、障がいのあるかたのところに物が届かず、何もできずにぼつんとひとりでいたということがあった。このヘルプカード、ヘルプカードという名前は東京都が使っている名前なので、それがいいかどうかはまた別として、そういう困ったときに、「私にはこういう障がいがあります。私はこんなときにこんなお手伝いをしてほしいです。」ということを書いておく。そして常に持ち歩いて何かのときに提示できるということが必要である。

障害者自立支援協議会でも、内田委員から、何に困って、どんなことを不便と感じていて、どんなことを手助けしてほしいのか、自分のことは分かるけど、ほかの障がい者のことは分からない。それをまとめてみんなに見せること、お知らせすることが、障がいを理解してもらうための第一歩になるのでないかという意見があった。

そこから大きなヒントを得て、それを形にしていく。全員ではなくて、あくまでも希望するかただけだが、持ち歩くことによって、より地域での生活のしづらさが解消されるのではないかということで、取り組みたいと考えている。

○委員

ヘルプカードは、障がい別ではなく総合的なデザインで、ひとつのものを配布するという形になるのか。

例えば、知的障がいであれば、「障がいを持っています」という文字とハートマークのイラストが書いてあり、黄色と緑の二種類のもので 300 円くらいで売っている。うちの息子も付けていて、迷子になった時に発見してもらった。

それは知的障がいの固有のものだが、すべての障がいでもひとつだったら、身障者マークのように、障がいがあることが一発でわかる。別々に作るのではなくて、ひとつのものを作るといことになるのか。

○事務局

皆さんから意見やアイデアを出してもらって、より多くのかたに使ってもらえる効果的なものにしたい。自立支援協議会でも考えてもらいたい。

○委員

誰が見ても理解してもらえるものがある。今の身障者マークは車椅子の絵なので、うち

の息子のように知的障がいの場合、身障者用の駐車場に車を停めていると、何で身障者じゃないのに、ここに車を停めているのみたいな偏見で見られることがある。そういうマークだと困る。

○会長

案件は終わらせていただきます。

その他、事務局お願いします。

○事務局

本日又は後ほどFAXなどでいただいた意見をまとめ、今後1月4日に予定しているパブリックコメントで、市民の皆様からも意見をいただくこととなる。

それらを踏まえ修正したものについて、来年2月に次の会議を開催したいと思っている。